

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人みのりの会清明山保育園	種別：保育所
代表者氏名：三富 和歌子	定員（利用人数）： 50名
所在地：愛知県名古屋市千種区清明山1丁目1番3号	
TEL：052-725-7258	
ホームページ： http://minorinokai.jp/seimeiyama/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成24年12月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人みのりの会	
職員数	常勤職員： 14名 非常勤職員： 27名
専門職員	（専門職の名称） 名 看護師 名
	保育士 24名 幼稚園教諭 名
	管理栄養士 2名 調理員 名
施設・設備の概要	（居室数） （設備等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室 4 ・ 調乳室：1 ・ 休憩室：1 ・ 沐浴室：1 ・ 便所：4 ・ 職員室：1 ・ 調理室：1 ・ ホール：1 ・ 屋外園庭等

③理念・基本方針

<p>（理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが心身ともに健やかに育成される保育をすすめ、子育て中の父母を支援する ・ 地域の福祉と文化の発展を目指し、男女共同参画社会の形成に寄与する <p>（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとりひとりの個性を尊重し、その十分な発達を援助する ・ 子どもの思い、願いを受け止め、安心して楽しい生活を作っていく ・ 自然や地域に親しみ、実体験を身につける ・ 季節の食材を使い、発達に必要な栄養のバランスがとれた手作りの食事を用意する
--

④施設・事業所の特徴的な取組

（保育園の概況）

・法人は、千種区に3か所の保育所を有し、子育て支援の拠点として地域の福祉ニーズに応えている。名古屋ドームや大型ショッピングセンターが近くにあり、公園や数多くの大学のキャンパスなどが点在する閑静な住宅地が広がる中に、保育園は位置している。平成24年12月1日に開所して7年が経過し、地域に馴染んだ保育所となっている。生後57日から3歳児まで、定員50名の小規模で家庭的な雰囲気の保育園であり7時15分から20時15分まで開所し、様々な福祉サービスを提供している。民家風2階建の園舎は、周りの環境に溶け込んでいる。日々の生活の中に「散歩」を取り入れた保育に力を注ぎ、街並みの散策や公園で遊ぶ中で四季折々の変化を感じとりながら過ごせるようにしている。3歳児保育の実施により、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や散歩や行事を通して手をつないだり可愛がったりする中で清明山保育園の最年長児としての気持ちを味わいながら、人との関わりを大切にする取り組みをしている。また、離乳食を初めアレルギー対応食、夕食に至るまで、食材を厳選し手作りの食事やおやつを提供している。

（保育サービスの実施状況）

・生後57日から3歳児（年少児）の保育を実施し、開所時間は平日、土曜日7時30分から20時15分（コアタイム9時から17時）である。
・アレルギー対応食の実施や地域の乳児と保護者を対象に育児や遊びの場の提供として、一時保育や体験保育、赤ちゃん広場、おひさま広場などを実施している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 5月 27日（契約日）～ 令和2年 3月 31日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回 （平成26年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

（保育の取り組み）

・園児達は清潔な保育室で、子どもらしい表情や笑顔に満ち、伸びのびと遊び活気ある生活を送っている。“たくましい心と体、人に信頼をよせ、自分を大切にする”を目指し、発達に応じた生活体験や遊びなど子どもと共に職員も楽しみ、子どもの生活や遊びの経験を広げるように配慮をしている。0歳児は、子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたりして、スキンシップをしながら情緒の安定を図っている。また、生活空間を子どもの生活に応じて、遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。

1・2歳児は、人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意されている。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしたり、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。

3歳児の保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置し、保育所保育指針に示されている5領域の内容を遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け保育が展開されている。3歳児ならではの活動として、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、最年長児の意識をもって年下の子どもへのモデリングを示したり、愛しみの気持ちをもって遊ぶ姿をみせている。また、子どもたちが協力して取り組む当番活動も憧れと期待の活動ともなっている。地下鉄を利用して東山動物園へ遠足に出かけたり、芋ほり遠足も体験している。保護者と一緒に楽しめる夕涼み会や運動会、餅つきなど清明山保育園ならではの特色が保育に活かされている。

(食事の工夫)

・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。また、離乳食や給食、夕食、アレルギー食、病後児対応のお粥や軟飯などは全て保育所で手作りの食事を用意している。

・ミニトマト、キュウリ、ピーマンなどの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、皮むきなどのクッキング体験をしたり楽しんで食事できるように、食材に触れたりクッキングの機会を設けたりして、3歳児や未満児でもできる食育推進事業に積極的に取り組んでいる。

・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した献立を栄養士が作成し、献立表を配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。絵本や話から発想したメニューなどを作って楽しんで食事できるようにしたり、恒例の「秋刀魚焼き」は好評の催しとなっている。

・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。

◇改善を求められる点

(中・長期計画の明文化と単年度の計画の整合性)

・法人三役会議において、法人全体また、各保育所の保育をめぐる中期的な動向を保有し素案として検討しているが、保育所経営や保育サービスに関する中・長期計画及び収支計画は明文化されていない。土地の買収、賃貸契約、待機児童対策、幼児教育の無償化と食糧費の実費徴収、処遇改善等各保育所で長期的課題として法人の計画を職員や保護者に周知をしている。また、保育の質の向上、施設整備や改善、共同保育のための取り組み、保育士の質の向上に関わる単年度の事業内容と収支の裏付けを明確に示した単年度事業計画を総括総会資料に明記しているが、中・長期計画との整合性や関連性、進捗状況等の反映は明確ではない。

・保育の更なる充実、課題の解決、地域ニーズに基づいた新たな保育実施等も含めた目標や展望を明確に示し、それを実現していくために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連性等に関する具体的な計画を策定し、それに基づいた収支の裏付けも考慮した中・長期計画の明文化を期待したい。また、現行の事業計画との整合性を図っていくことを願いたい。

(考課基準に基づいた人事考課の導入の検討)

・職員一人ひとり個性と成長過程を尊重し、職員面談で法人の理念や事業計画の確認、保育園独自の「自己評価アンケート」を用いて自己評価した結果を聞き、めざす職員像について話し合う機会はあるが、考課基準に基づいた人事考課を実施していない。

・人事考課は賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではなく、人材の能力開発や育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織の活性化に役立たせることを目的としている。人の評価に関わる事項だけに慎重な対応が必要であるが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、組織では当然のことと考えられるため、「自己評価アンケート」などの内容の工夫をし、一定の効果基準に基づいた評価を実施し結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムの実施の検討を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

法人・園として大切にしてきた保育内容や取り組みを高く評価して頂いたことは、職員の自信に繋がると思い大変良かった。

組織として中・長期を展望した課題整理と計画の策定など、課題も明らかにしていただいたので、そのことを踏まえて今後の運営に活かしていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞			
<p>・ 法人のパンフレットに法人の理念が明記され、法人の方針の基に清明山保育園の理念保育方針や目標が明文化され、ホームページや重要事項説明書、清明山保育園総括総会資料、保育のしおり、パンフレットにも明記している。また、子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等は重要事項説明書や清明山保育園総括総会資料に反映している。</p> <p>・ 職員には、理念や基本方針を職員に配布し、年度当初や会議、研修会の折に周知を図るように努めている。また、定期的に機会を設け保育の現状と基本方針の照らし合わせを行い、周知状況を確認するようにしているが、パート職員には周知を図る機会が少ない。</p> <p>・ 保護者には、基本方針を明記した保育のしおりを入園時に配布し、文書に基づいて説明をしている。また、理念や基本方針が明記された清明山保育園総括総会を保護者会の折に配布し説明をしている。保護者が参加する保育行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話し、周知を図る努力をしている。</p> <p>・ 赤ちゃん広場や体験保育、園開放、一時保育などで保育園を訪れる保護者には、パンフレットを配布したり、保育の特色や保育サービスについて説明をするなど理解が得られるように努力をしている。また、保育園の紹介を「子育て応援ブック」の中に掲載し、区役所などに設置し広域的な情報提供を図っている。</p> <p>・ 保護者や来園者にも分かるように、理念や基本方針などを玄関や保育室、掲示板等に掲示し、周知を図るような工夫を期待したい。</p>			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞			
<p>・ 行政や子育て支援センターからの情報を得て社会福祉事業全体の動向を収集し、福祉サービス全体に対するニーズや潜在的利用者に関する情報の把握に努めるようにしている。また、法人の三役会議の中で、管理運営費、入所率、人件費や人材育成、保育内容等各单位保育所ごとの経営状況や課題などを把握し、各单位保育所の総括総会資料に記載している。保育所においては、赤ちゃん広場や体験保育など子育て支援事業、地域の保育園と連携し、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向等を把握するように心がけている。</p> <p>・ 社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。また、これらの外的な動向データを中・長期計画の中に位置付け反映させていくことも願いたい。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞			
<p>・ 経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、職員配置や処遇改善、時間外、保育状況など経営上の課題を解決していくために会議の場で職員の意見を聞くようにしたり、必要に応じて経営状況等を書面を通して職員に周知している。</p> <p>・ 改善課題を中・長期計画や各年度の事業計画に十分反映させ、継続的に取り組んでいくことを望みたい。</p>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人三役会議で法人全体また、各保育所の保育をめぐる中期的な動向を保有して検討しているものの、保育所経営や保育サービスに関する、概ね3年から5年を目指した中・長期計画及び収支計画は文書化はしていないが、土地の買収、賃貸契約、待機児童対策、幼児教育の無償化と食糧費の実費徴収、処遇改善等各保育所で長期的課題として職員に周知をしている。 ・保育の更なる充実、課題の解決、地域ニーズに基づいた新たな保育実施等も含めた目標や展望を明確に示し、それを実現していくために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連性等に関する具体的な計画を策定し、それに基づいた収支の裏付けも考慮した中・長期計画の文書化を期待したい。 			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上、施設整備・改善、共同保育のための取り組み、保育士の質の向上に関わる単年度の事業内容と収支の裏付けを明確に示した単年度事業計画を総括総会資料に明記しているが、中・長期計画が文書化されていないため、整合性や関連性、進捗状況等の反映は明確ではない。 ・中・長期計画を文書化し、現行の事業計画との整合性を図っていくことを願いたい。 			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。また、あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようにしている。保護者には、保護者会やアンケート、意見箱により意見を取り入れながら策定し、見直しを図るように努力している。 ・各事業計画は職員に書面で配布し、職員会議や研修等の折りに必要に応じて、周知を図るようにしている。また、臨時職員には配布をしていないが、保護者会総会に参加した折に説明をしたり、掲示物で確認するように促しをしている。 ・事業計画を職員が理解する事は、計画の達成に欠かすことのできない要件でもあるので、臨時職員にも配布し周知を図り、職員全体で進捗状況の確認や見直しをしながら継続的に取り組むように努めることを望みたい。 			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には、保護者会総会で書面に基づいて周知をしている。また、園だよりや掲示板、口頭等で継続的な周知をするように努力している。 ・現状の資料を見直し、各計画の内容をわかりやすく説明した資料を作成し、より理解しやすいような工夫をすることを願いたい。 			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の資質向上を目指し、保育園独自の「自己評価アンケート」を行い、それに基づいて個別面談を正規職員は年2回、パート職員は年1回実施している。 職員全体の傾向を会議で周知し、課題の整理や改善に向けて検討する機会を設け、保育に反映させるようにしている。 ・今年度は第三者評価を受審し、結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 ・過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。 ・年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、職員の個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会や園全体で検討する場を設け、園の保育に反映していくことを期待したい。 				
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果について、職員会議や法人の三役会議で改善に向けて検討する機会を設けるようにしている。 ・自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していくことを望みたい。また、個々の自己評価を保育所全体としての傾向のデータ化を図り、課題の要因分析をし、見直しや改善に繋げていくことを期待したい。 				

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について年度当初、口頭で表明している。また、職務分担表に基づいて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任については、職務分担表に明記している。 ・施設長は組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことのできない要件と考える。質の高い保育の実施や効率的な運営を実現していくために、施設長自らの役割と責任について明文化することを期待したい。 				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料を必要に応じて配布し、内容の確認や検討する機会を設け理解を深めるように努力をしている。 ・収集した資料は、福祉分野また、それ以外の基本的な関連法の一連化やリスト化を図り、必要に応じて職員に配布したり、開示もできるような仕組み作り着手し、正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。 				

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしているが、本年度の重点努力事項や本園の研修テーマの設定はしていない。 ・ 法人の2保育所と足並みをそろえ、重点努力事項や研修テーマを設定し、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力、保育内容を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮していくことを願いたい。 		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の三役会議の方針を基に、清明山保育園の経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた人員配置、就業時間内での保育事務処理や業務の単純化等働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、市の配置基準を上回る人員配置をし、必要に応じて人材を確保するように努めている。法人として、より良質な保育を目指しての人員の確保や潜在保育士の確保のため保育園の掲示板にポスターを掲示したり、地域への広報活動なども行っている。また、保護者の就労支援による長時間の保育を実施するために、パート職員にフレックスタイム制度に合わせ得意性や技能性を取り入れた人材の確保に努めている。 ・ 障がい児に対して、加配の保育士が配置されている。また、保育に直接関わらない環境整備などの業務に携わる人員なども配置されている。 		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園独自の「自己評価アンケート」を用いて自己評価を実施しているものの、考課基準に基づいた、人事考課を実施していない。常道的に実施の方向での検討は考えていない。 ・ 人事考課は賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではなく、人材の能力開発や育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織の活性化に役立たせることを目的としている。人の評価に関わる事項だけに慎重な対応が必要であるが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、組織では当然のことと考えられるため、「自己評価アンケート」などの内容の工夫をし、結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムの実施を期待したい。 		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。また、行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。 ・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、新規採用の職員にはメンター制度の利用や、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルズ相談を受けられる仕組みがあることを周知している。ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員一人ひとりに、「期待する職員像」や「自己の課題」について話し合う機会を持ち各自の目標を設定し、面接を通して進捗状況を確認するような取り組みはしていないが、年1回、「自己評価アンケート」を行い、自身で設定した課題について振り返りをし、それに基づいて個人面談をして保育の質の向上や人材育成につなげるようにしている。 ・ 職員一人ひとりの育成に向け、保育所の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標設定を適正に行うことにより、意識やモチベーションを高めていくことを期待したい。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉓ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。 ・ 保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内研究や公開保育などを取り入れた保育園の研修計画を策定し実行していくことを期待したい。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修は実施していないが、保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や栄養士や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・ 研修報告書を作成し職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。 ・ 研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長や施設長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。また、研修案内を含めた研修計画、報告書等を一連化して整理しファイリングしていくことを願いたい。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。 ・ 実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。 ・ 実習マニュアルの不備や実習計画の改善検討も視野に入れ体制の整備を期待したい。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや総括総会資料、パンフレットや園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。総括総会資料には事業報告や財務状況を詳細に明記し、参加者や地域へ状況を公開している。また、保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布をしたり、未就園児向けの園開放事業についても掲示板などで情報の提供を行っている。 ・ 苦情・相談の体制についても、園内や掲示板に掲示し、保護者や地域に公表している。 ・ 第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や行政の監査委員による監査を定期的を受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを保育の全体的計画に文書化しており、実践活動をとおして地域の理解や協力を得るために積極的な働きかけをしている。また、幼・保・小連絡会議や地区で開催される様々な会合に参加し、社会資源や地域情報を収集している。 ・ 保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、公園や神社、寺、名古屋ドームなどに出かけたりして社会体験の場を広めている。また、地域の畑で芋掘り体験を提供してもらったり、小学校の体育館を借用し運動会を開催したり地域の資源を保育の中で活用している。 ・ 地域活動の一環として、保育園の行事などのチラシを地域に回覧したり、バザーや餅つきに地域の方を招いたり、保育園のホールを地域に開放するなど、子どもと地域の交流を広げる取り組みを積極的に行っている。また、遊びの場の提供として、親子教室、体験保育、園開放も応じている。 		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ ボランティアを受け入れる機会はあるが、ボランティア受入担当者の設置やマニュアル、受け入れ記録などについては整備されていない。保育園周辺の草取りや花壇の整備作業、柿や芋畑の提供などのボランティアを受け入れている。 ・ 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置付けられる。組織としての基本的な考え方や方針について明文化し、ボランティア受入担当者の設置、マニュアルや受け入れ記録の整備に取り組むことを期待したい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ ボランティアを受け入れる機会はあるが、ボランティア受入担当者の設置やマニュアル、受け入れ記録などについては整備されていない。保育園周辺の草取りや花壇の整備作業、柿や芋畑の提供などのボランティアを受け入れている。 ・ 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置付けられる。組織としての基本的な考え方や方針について明文化し、ボランティア受入担当者の設置、マニュアルや受け入れ記録の整備に取り組むことを期待したい。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 親子教室、体験保育、園開放や一時保育、育児相談などを通して福祉、子育てニーズの情報を把握するようにしている。また、幼・保の連絡会や小学校の懇談会など地域で定期的に開催される会議に出席し、協力関係を保つ中で具体的なニーズの把握に努めている。 ・ 子育て支援事業に参加する地域の未就園児の保護者やバザー、餅つき等地域交流事業等を通してアンケートを実施しニーズの把握に努めることも期待したい。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 園開放や親子教室、体験保育、一時保育、保育園見学の中で、地域の未就園児や保護者への遊びの提供や相談等の支援を行っている。 ・ 災害時における帰宅困難時の水や食料水などの備蓄品も備えている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	①	・ b ・ c
<コメント> ・一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書を職員に配布し、口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするようにしている。 ・子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。			
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	・ ② ・ c
<コメント> ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルは策定していないが、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育に心がけている。 ・子どもや保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関するマニュアルや規定を作成し、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	①	・ b ・ c
<コメント> ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやパンフレット、保育のしおり等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園の紹介を「子育て支援ブック」の中に掲載し、区役所などに設置し情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。 ・ホームページが作成され、保育園の特性や特徴、保育内容などを明確に示し、定期的に情報が更新されている。			
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a	・ ② ・ c
<コメント> ・行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・入園説明会において、保育園の状況を保育のしおりに基づいて丁寧に説明をしている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。			
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	・ ③ ・ c
<コメント> ・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしている。 ・卒園時には、保護者等に、保育終了後も相談等に応じる体制があることを文書で配布する工夫を願いたい。			

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会や生活発表会、卒園式等行事参加の機会に、アンケートも実施したり、直接意向や要望を聴くようにしている。また、保育懇談会や意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションを通して意向を把握するようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。 ・ 得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 ・ アンケート実施については、実施の目的を明確に示し、実施の内容や方法、時期などを見直し、多くの保護者がアンケート調査に容易に参加できるような工夫を考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の体制が確立され苦情解決制度のパンフレットに明記されている。また、重要事項説明書や保育のしおり、園だよりに明記し、掲示板にも掲示して周知を図っている。また、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・ 苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、自由に選んで相談や意見を述べることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮した場所で相談を受けている。相談に対する記録は、連絡ノートに明記し、内容によっては職員間で共通理解をしている。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などは相談ノートに記録し速やかに対応をしている。また、意見箱や個人用レターケースを常設したり、アンケートを実施したりして意見を積極的に把握する取組をしている。 ・ 寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の対応や感染症、不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保育のしおりに記載し、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 ・ 子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めている。 ・ 施設や保育環境等の安全に関するチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩を通して安全教育を定期的実施している。また、職員間で散歩の在り方を再検討し、散歩における注意事項を再確認している。 ・ 遊具や備品等の安全性の確保に向け、定期的な点検をし、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 ・ 各マニュアルは分散してファイルをしているため、緊急時、必要時において各職員が確認しにくく、保育の現状に即座の対応がしにくいため、整理し一連化させ、マニュアルのリスト化を図ることを願いたい。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関してのマニュアルを整備し、必要に応じて職員に配布し周知を図っている。保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時の折、口頭で保護者に周知している。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も実施され見直しも行われている。 ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っているが、保護者の協力を得ての引き渡し避難訓練を実施していない。 ・ 災害発生時における保護者の帰宅困難の対応、食料や水、備品の備蓄を整備している。 ・ 様々な防災機器や避難用具、避難設備などを、非常時に備えて全ての職員が周知し、適切に使用できるように職員対応の訓練を実施していくことを願いたい。 ・ 保護者の協力を得て、保護者が引き取り可能な時間帯に子どもを引き取りに来れるような避難訓練を実施し、災害に対する安全確保について認識を深める機会を持つようにしていくことを願いたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。 ・職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 ・標準的実施方法は、保育を展開していく中で保育の個々の場面に照らし合わせ、子どもの発達に沿って行われる具体的な保育方法であるので、必要とされる基本事項を見直し、それに基づいて職員が共通の認識を持って実施されることを期待したい。 				
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の記録や保育計画、指導計画等は、年度当初、年度末等定期的に検証し見直しがされている。また、他の標準的実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努めている。 ・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 				
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳児までの実施園のため2歳児までは個別の指導計画を策定している。 				
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 				

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	①	b · c
<コメント> ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・記録内容や書き方に差異が生じないように、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	①	b · c
<コメント> ・子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的計画の作成をしている。	保46	a	① · c
<コメント> ・保育所保育指針改定時に法人や保育所の理念の見直しを図り、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、清明山保育園の全体的な計画が作成されている。保育の全体的な計画は、職員参画の下で作成され、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。 ・保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「心身ともに健やかな子の育成」を目指して、「たくましい心と体、人に信頼をよせ自分を大切にする子」を育てることを清明山保育園の目標に掲げ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a	① · c
<コメント> ・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。それぞれ年齢ごとの保育室は部屋続きで二部屋用意され、生活の場や遊びの場、また、落ち着きや憩いの場など個別支援の場など、子どもの状況に応じて多目的に使用できるようになっている。 ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・園庭の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。			

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するように努めている。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。 ・ 遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にす取り組みをしている。 ・ 園庭には樹木や花壇があり、正面玄関に花壇やプランターに草花が植えられ、居ながらにして四季の変化を何気なく感じ取れる環境にある。また、保育目標の「自然や地域に親しみ、実体験を身につける」を基に、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・ 散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の畑での芋掘り、公園や神社、寺などに出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。また、名古屋ドームで様々な遊びの体験や地下鉄を利用して東山動物園に遠足出かける機会もあり、社会体験が得られるようにしている。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止やの乳幼児突然死症候群チェックを実施している。床暖は設置されていないが、快適に過ごせるように工夫している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたりして、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・ 生活空間を子どもの生活に応じて、遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。 		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・ 1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・ 子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・ 人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・ 子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意されている。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協動的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・ 年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・ 保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 ・ 3歳児ならではの活動として、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、最年長児の意識をもって年下の子どもへのモデリングを示したり、愛しみの気持ちをもって遊ぶ姿をみせている。また、子どもたちが協力して取り組む当番活動も、憧れと期待の活動ともなっている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の保育に対して支援を要する子どもについて、子どもの発達を職員間で見極め運用として職員を加配し、個別記録を取りケース検討会で共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。また、保護者に同意を得て専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介や同行も行っている。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。また、急な申し込みなど緊急時の対応もしている。 ・ 子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 ・ 21時15分まで保育の必要な場合、手作りの捕食や夕食を用意している。 		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児から3歳児までの実施保育所のため該当外。 ・3才児までの保育実施園であるが幼・保小連携会議に参加し、卒園後の子どもの状況を確認したり、保育園での保育状況などの情報を提供し、連携を図るようにしている。施設長は保育活動の中で、保護者に小学校以降の生活を見通せるような話しをしている。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・怪我や体調不良、感染症、視診等についての健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて、適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。 ・乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢の応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を記載して保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、囑託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の歯磨きや手洗い、うがいなど保育の場面に反映させている。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者、主任保育士、栄養士を交え綿密な打ち合わせを行ない、献立表を基に保護者の意向を聞きながら除去食及び代替食で対応するようにしている。また、日々の保育では、調理員と担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。 ・会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。 		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。また、離乳食や給食、夕食、アレルギー食、病後児対応のお粥や軟飯などは全て保育所で手作りの食事を用意している。 ・ミニトマト、キュウリ、ピーマンなどの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、皮むきなどのッキング体験をしたり楽しんで食事できるように、食材に触れたりッキングの機会を設けたりして、3歳児や未満児でもできる食育推進事業に積極的に取り組んでいる。 ・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した献立を栄養士が作成し、献立表を配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。 ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。 		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・ 栄養士により年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。・ 職員も子どもと一緒に試食をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、栄養士と連携を図り食事内容や調理の工夫に反映させている。・ 衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 入園式や保育園総会、保護者会、行事、クラス別保育の会、懇談会、バザーなどの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。 ・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 個人懇談会、保育参観や運動会などの行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようになっている。 ・ 意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市のマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・ マニュアルに基づき研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。		